

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																								
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第1節 通則</p> <p>(条約に基づく税率の適用)</p> <p>3-2 法第3条ただし書に規定する条約に規定された税率の適用については、次による。 (1)・(2) (省略)</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第1節 通則</p> <p>(条約に基づく税率の適用)</p> <p>3-2 法第3条ただし書に規定する条約に規定された税率の適用については、次による。 (1)・(2) (同左)</p> <p><u>(3) 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第8号）に基づく牛肉、鶏肉及びオレンジ（同協定附属書一第二節注釈1、4及び10の規定（以下この項において「第二節注釈」という。）が適用されるものをいう。）の関税割当制度に関し、同協定の発効後3年目から5年目までの間（平成19年度から平成21年度に該当する3年間をいう。）の日本側の枠内税率（第二節注釈に規定する枠内税率をいう。）については、第二節注釈の規定に基づき、それぞれ計算された税率が適用されることとなるので留意する。</u> <u>この場合において、当該計算により得た税率に0.1パーセント未満の端数がある場合には、同協定附属書一第一節注釈2の規定に基づき当該端数は切り捨てるものとする。</u></p>																																																								
<p>(協定税率を適用する国)</p> <p>3-3 法第3条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。</p> <p>我が国の税率適用状況表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国（地域）名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(北アメリカ州)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>セントクリストファー ・ネービス</u></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(アフリカ州)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(北アメリカ州)				(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<u>セントクリストファー ・ネービス</u>		○		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(アフリカ州)				<p>(協定税率を適用する国)</p> <p>3-3 法第3条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。</p> <p>我が国の税率適用状況表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国（地域）名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(北アメリカ州)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td><u>セントクリストファー ・ネービス</u></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(アフリカ州)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(北アメリカ州)				(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	<u>セントクリストファー ・ネービス</u>		○		(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(アフリカ州)			
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率																																																						
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																						
(北アメリカ州)																																																									
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																						
<u>セントクリストファー ・ネービス</u>		○																																																							
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																						
(アフリカ州)																																																									
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率																																																						
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)																																																						
(北アメリカ州)																																																									
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)																																																						
<u>セントクリストファー ・ネービス</u>		○																																																							
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)																																																						
(アフリカ州)																																																									

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
(省略)	(省略)	(省略) ○	(省略)	(同左) <u>カー・ボ・ベルデ</u>	(同左)	(同左) ○	(同左)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左) <u>(同左)</u>	(同左)	(同左) ○	(同左)
<u>エスワティニ</u>	(省略)	○	(省略)	<u>スワジランド</u>	(同左)	(同左)	(同左)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(注1)・(注2)		(省略)		(注1)・(注2)		(同左)	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3章 船舶及び航空機	第3章 船舶及び航空機
(外国貿易船等の入港手続)	(外国貿易船等の入港手続)
15-3-1 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。	15-3-1 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。
(1)～(8) (省略)	(1)～(8) (同左)
(9) 規則第2条の2第5項及び第6項に規定するその他参考となるべき事項とは、税関において取締上必要と認める次の事項をいう。 イ～ニ (省略) ホ 運航者等が交付する <u>船荷証券及び複合運送証券</u> （以下、本章において「 <u>船荷証券等</u> 」といふ。）（マスターB／L）の番号を親番号として、荷送人が交付する <u>船荷証券等</u> （ハウスB／L）が交付されている場合の識別	(9) 規則第2条の2第5項及び第6項に規定するその他参考となるべき事項とは、税関において取締上必要と認める次の事項をいう。 イ～ニ (同左) ホ 運航者等が交付する <u>船荷証券</u> （マスターB／L）の番号を親番号として、荷送人が交付する <u>船荷証券</u> （ハウスB／L）が交付されている場合の識別
(海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告におけるコンテナーの範囲等)	(海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告におけるコンテナーの範囲等)
15-6-2 法第15条第7項及び第8項に規定するコンテナーには、積荷が詰められていない空のコンテナー（ <u>船荷証券等</u> が交付されているか否かを問わない。）及び特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）第4章2-1-(3)の規定において、コンテナーの定義から除外されているプラットホームコンテナー（ISO6364に定める形式コード「P0」）を含まない。	15-6-2 法第15条第7項及び第8項に規定するコンテナーには、積荷が詰められていない空のコンテナー（ <u>船荷証券</u> が交付されているか否かを問わない。）及び特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）第4章2-1-(3)の規定において、コンテナーの定義から除外されているプラットホームコンテナー（ISO6364に定める形式コード「P0」）を含まない。
(海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足)	(海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足)
15-7-2 法第15条第7項又は第8項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び <u>船荷証券等</u> の番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。	15-7-2 法第15条第7項又は第8項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び <u>船荷証券番号</u> を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。
(大使館等の公用の貨物及び合衆国軍隊の貨物に係る品名等の報告)	(大使館等の公用の貨物及び合衆国軍隊の貨物に係る品名等の報告)
15-12 法第15条第7項又は第8項の規定に基づく報告の対象となる積荷が、本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属す	15-12 法第15条第7項又は第8項の規定に基づく報告の対象となる積荷が、本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属す

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る公用の貨物又はアメリカ合衆国政府の<u>船荷証券</u>等により船積みされている同国軍隊の貨物に該当する場合には、当該報告に際し、「品名」についてはこれらの貨物に該当する旨とし、「関税定率法別表の適用上の所属区分（代表品目番号）」については「000100」とすることを認めて差し支えない。</p> <p>(報告に係る手続)</p> <p>15の2－2 法第15条の2の規定による報告に係る手続は、次による。</p> <p>(1) 税関は、原則として、積荷に係る以下の事項を記載した文書により報告を求めるものとする。ただし、特に緊急を要する場合については、口頭（電話による場合を含む。以下同じ。）によることとして差し支えない。</p> <p>イ 外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録番号 ロ <u>船荷証券</u>等の番号若しくは当該貨物がコンテナーに詰められている場合にあっては当該コンテナーの番号又は航空貨物輸送証の番号</p> <p>(2) 報告を求められた荷受人は、以下の書面（税関の指定するファクシミリ装置等に送信することを含む。）により報告するものとする。 ただし、税関が書面の中の一部分のみで取締上の目的が達成されると判断して、報告を求めた場合には、当該部分のみを提出し、税関が特に緊急を要すると判断して、口頭による報告を求めた場合には、口頭で報告するものとする。</p> <p>イ <u>船荷証券</u>等又は航空貨物輸送証の写し ロ 適宜の様式に外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録番号及び令第13条の2第1項各号に掲げる事項が記載された書面</p> <p>（「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等）</p> <p>20－5 法第20条第1項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船（機）用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなったときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるの</p>	<p>る公用の貨物又はアメリカ合衆国政府の<u>船荷証券</u>により船積みされている同国軍隊の貨物に該当する場合には、当該報告に際し、「品名」についてはこれらの貨物に該当する旨とし、「関税定率法別表の適用上の所属区分（代表品目番号）」については「000100」とすることを認めて差し支えない。</p> <p>(報告に係る手続)</p> <p>15の2－2 法第15条の2の規定による報告に係る手続は、次による。</p> <p>(1) 税関は、原則として、積荷に係る以下の事項を記載した文書により報告を求めるものとする。ただし、特に緊急を要する場合については、口頭（電話による場合を含む。以下同じ。）によることとして差し支えない。</p> <p>イ 外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録番号 ロ <u>船荷証券</u>の番号若しくは当該貨物がコンテナーに詰められている場合にあっては当該コンテナーの番号又は航空貨物輸送証の番号</p> <p>(2) 報告を求められた荷受人は、以下の書面（税関の指定するファクシミリ装置等に送信することを含む。）により報告するものとする。 ただし、税関が書面の中の一部分のみで取締上の目的が達成されると判断して、報告を求めた場合には、当該部分のみを提出し、税関が特に緊急を要すると判断して、口頭による報告を求めた場合には、口頭で報告するものとする。</p> <p>イ <u>船荷証券</u>又は航空貨物輸送証の写し ロ 適宜の様式に外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録番号及び令第13条の2第1項各号に掲げる事項が記載された書面</p> <p>（「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等）</p> <p>20－5 法第20条第1項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船（機）用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなったときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるの</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
で、留意する。 (1)～(7) (省 略) (8) 入港しようとする開港のけい留場所が満船のため不開港においてバース待ちをする必要がある場合若しくは積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合又は曳船待ちをする必要がある場合（当該バース待ちによって生じた理由により当該船舶の旅客又は乗組員が船陸交通を行う場合を含む。）  (9)～(13) (省 略)	で、留意する。 (1)～(7) (同 左) (8) 入港しようとする開港のけい留場所が満船のため不開港においてバース待ちをする必要がある場合若しくは積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合 <u>（当該開港の港域が狭隘であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがやむを得ないと認められる場合に限る。）</u> 又は曳船待ちをする必要がある場合（当該バース待ちによって生じた理由により当該船舶の旅客又は乗組員が船陸交通を行う場合を含む。） (9)～(13) (同 左)
(外国貨物の仮陸揚の範囲) 21－1 法第21条《外国貨物の仮陸揚》にいう「仮に陸揚（取卸を含む。）」とは、次に該当する陸揚げ（取卸しを含む。以下同じ。）をいう。 (1) 陸揚げされる貨物が本来その港又は空港（以下、この項、21－4及び21－5において「港等」という。）に陸揚げすることを予定した貨物でないこと。したがつて、 <u>船荷証券等</u> 、積荷目録又は航空貨物輸送証（Air Waybill）の陸揚（取卸）港は、原則としてその港等以外の港等になつていること。 (2) (省 略)	(外国貨物の仮陸揚の範囲) 21－1 法第21条《外国貨物の仮陸揚》にいう「仮に陸揚（取卸を含む。）」とは、次に該当する陸揚げ（取卸しを含む。以下同じ。）をいう。 (1) 陸揚げされる貨物が本来その港又は空港（以下、この項、21－4及び21－5において「港等」という。）に陸揚げすることを予定した貨物でないこと。したがつて、 <u>船荷証券</u> 、積荷目録又は航空貨物輸送証（Air Waybill）の陸揚（取卸）港は、原則としてその港等以外の港等になつていること。 (2) (省 略)
23－1－1 (省略)	23－1－1 (同左)
(外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間) 23－1－2 法第23条第1項後段に規定する税関長が指定する期間は、最長 <u>6月</u> とする。	(外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間) 23－1－2 法第23条第1項後段に規定する税関長が指定する期間は、 <u>船用品の場合は1月</u> とし、 <u>機用品の場合は1月又は6月</u> とする。
(外国貨物である船（機）用品の積込みの申告等) 23－2 法第23条第1項の規定による積込みの申告の手続は、次による。 (1) 外国貨物である船（機）用品の積込みの申告は、積込みをしようとする船舶等又は積込み年月日の異なるごとに、それらの船（機）用品を積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・	(外国貨物である船（機）用品の積込みの申告) 23－2 法第23条第1項の規定による積込みの申告の手續は、次による。 (1) 外国貨物である船（機）用品の積込みの申告は、積込みをしようとする船舶等又は積込み年月日の異なるごとに、それらの船（機）用品を積み込もうとする者から「 <u>外国貨物船用品（機用品）積込（個別・</u>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>包括) 承認申告書」(C-2130) 3通（原本、承認書用、積込確認用）を提出することにより行わせる。この場合において、積み込もうとする船（機）用品が、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に蔵置されている場合には当該蔵（移）入承認書又は総保入承認書の承認番号を、前記23-1-1（船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等）の(2)の本文に該当する場合には後記30-3（他所蔵置の許可の申請手続）の(1)にいう許可書の許可番号を当該申告書に記載させるとともに、必要に応じて当該承認書又は許可書を提示させるものとし、これら以外の保税地域に蔵置されている場合には、当該蔵置されていることを証する書類を提示させるものとする。</p>	<p>包括) 承認申告書」(C-2130) 3通（原本、承認書用、積込確認用）を提出することにより行わせる。この場合において、積み込もうとする船（機）用品が、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に蔵置されている場合には当該蔵（移）入承認書又は総保入承認書の承認番号を、前記23-1-1（船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等）の(2)の本文に該当する場合には後記30-3（他所蔵置の許可の申請手続）の(1)にいう許可書の許可番号を当該申告書に記載させるとともに、必要に応じて当該承認書又は許可書を提示させるものとし、これら以外の保税地域に蔵置されている場合には、当該蔵置されていることを証する書類を提示させるものとする。</p>
<p>(2) 外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告は、積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」2通（原本、承認書用）を提出することにより行わせる。この場合において、積み込むことを予定している船（機）用品の数量については、<u>積み込もうとする者が過去の実績等を勘案して算定した数量を申告させることとして差し支えない。</u></p>	<p>(2) 外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告は、<u>積み込もうとする船舶等の所有者又は管理者ごとに、積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」2通（原本、承認書用）を提出することにより行わせる。</u>この場合において、積み込むことを予定している船（機）用品の数量については、<u>過去の実績等を勘案して算定した数量を申告させることとして差し支えない。</u></p>
<p><u>なお、包括承認を受けた期間内に、包括承認を受けた者が当該包括承認を受けた船舶以外への積込み及び積込場所以外での積込みを必要とし、その積込みのときまでに当該包括承認をした税関に申し出た場合は、当該申出を認めて差し支えない。</u></p>	
23-3 (省略)	23-3 (同左)
(外国貨物である船（機）用品の積込みの承認)	(外国貨物である船（機）用品の積込みの承認)
23-4 法第23条第3項の規定による外国貨物である船（機）用品の積込みの承認については、次による。 (1) 船（機）用品の積込みの承認は、それらの船（機）用品を積み込もうとする船舶等が停泊又は係留している港又は空港を管轄する税關において行うものとするが、税關において積込みの確認上支障がない場合には本邦の他の港又は空港に入港している船舶等に積み込まれるものについても積込みを承認して差し支えない。	23-4 法第23条第3項《船（機）用品の積込みの承認》の規定による外国貨物である船（機）用品の積込みの承認については、次による。 (1) 船（機）用品の積込みの承認は、それらの船（機）用品を積み込もうとする船舶等が停泊又は係留している港又は空港を管轄する税關において行うものとするが、税關において積込みの確認上支障がない場合には本邦の他の港又は空港に入港している船舶等に積み込まれるものについても積込みを承認して差し支えない。
なお、外国貨物である船（機）用品の積込みを承認する場合であつ	なお、外国貨物である船（機）用品の積込みを承認する場合であつ

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て、当該承認に係る船（機）用品を船舶等に積み込むために保稅運送を行う必要がある場合には、積込承認申告書に必要事項を記入させた上で、積込承認と併せて保稅運送の承認を行って差し支えない。この場合において、承認に係る積込予定地に本船が寄港しなくなつたこと等により、運送に係る船（機）用品を次の寄港地へ転送することとなつたときは、便宜、その積込予定地を管轄する税關において当初の積込承認書の積地変更及び運送期間の延長等の承認を行つて差し支えない。</p>	<p>て、当該承認に係る船（機）用品を船舶等に積み込むために保稅運送を行う必要がある場合には、積込承認申告書に必要事項を記入させた上で、積込承認と併せて保稅運送の承認を行つて差し支えない。この場合において、承認に係る積込予定地に本船が寄港しなくなつたこと等により、運送に係る船（機）用品を次の寄港地へ転送することとなつたときは、便宜、その積込予定地を管轄する税關において当初の積込承認書の積地変更及び運送期間の延長等の承認を行つて差し支えない。</p>
<p>(2) 上記(1)において、外国貨物である船用品（燃料に限る。）の運送手段が海路である場合、当該船用品が積み込もうとする船舶の船側に到着した時点で、当該船舶が停泊又は係留している港を管轄する税關（以下この項において「到着地税關」という。）は、承認を受けた者から到着日時の通報を受けるとともに、当該者に対して積込承認書等に当該日時を記載するよう求めるものとする。</p> <p>なお、積込みの承認をした税關は、積込承認書の写しを到着地税關に送付することとし、到着地税關は監視取締上支障がないと認められる場合には、上記通報により当該船用品の運送到着の事実を確認することとして差し支えない。</p>	<p>(2) 上記(1)において、外国貨物である船用品（燃料に限る。）の運送手段が海路である場合、当該船用品が積み込もうとする船舶の船側に到着した時点で、当該船舶が停泊又は係留している港を管轄する税關（以下この項において「到着地税關」という。）は、承認を受けた者から到着日時の通報を受けるとともに、当該者に対して積込承認書等に当該日時を記載するよう求めるものとする。</p> <p>なお、積込みの承認をした税關は、積込承認書の写しを到着地税關に送付することとし、到着地税關は監視取締上支障がないと認められる場合には、上記通報により当該船用品の運送到着の事実を確認することとして差し支えない。</p>
<p>(3) 前記23-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告等）の(2)により外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を受けた場合においては、次に掲げる条件を付して、申告された期間に係る積込みの包括承認を行うことができる。なお、積込みの包括承認を受けようとする者が、イの規定により積込みの包括承認を取り消された日から1年を経過していない者であるときは、積込みの包括承認を行わないものとする。積込みの包括承認を取り消した場合には、その旨を他の税關に通報するものとする。</p> <p>イ 当該包括承認を受けた者が、次に掲げるいずれかの事項に該当し、当該包括承認による積込指定期間内において包括的な積込みの適用を継続することが適当でないと認められることとなつたときは、当該包括承認を取り消すことがあること。</p> <p>(イ) 法その他の国税に関する法律の規定に違反して処罰又は通告処分を受けたとき。</p>	<p>(2) 前記23-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告）の(2)により外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を受けた場合においては、次に掲げる条件を付して、申告された期間に係る積込みの包括承認を行うことができる。なお、積込みの包括承認を受けようとする者が、イの規定により積込みの包括承認を取り消された日から1年を経過していない者であるときは、積込みの包括承認を行わないものとする。積込みの包括承認を取り消した場合には、その旨を他の税關に通報するものとする。</p> <p>イ 当該包括承認を受けた者が、次に掲げるいずれかの事項に該当し、当該包括承認による積込指定期間内において包括的な積込みの適用を継続することが適當でないと認められることとなつたときは、当該包括承認を取り消すことがあること。</p> <p>(イ) 法その他の国税に関する法律の規定に違反して処罰又は通告処分を受けたとき。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ロ) 積込明細書等包括的な積込みを行う上で提出すべき書類に不実の記載があったとき。</p> <p>(ハ) 包括的な積込み手続を行う上で必要とされる手続を怠ったとき。</p> <p>口 機用品にあっては、その積込みの都度、次に掲げる事項を記載した「積込明細書」を作成し、積込み終了後、機長若しくは機長に代わってその職務を行う者又は税関職員による積込み確認の署名を受けた上で、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出するとともに、「積込明細書」の積込実数量の合計が積込包括承認書の数量を下回った場合には、当該明細書の合計数量を併せて報告すること。</p> <p>(イ) 積込年月日</p> <p>(ロ) 航空機の登録記号</p> <p>(ハ) 品名</p> <p>(ニ) 積込実数量</p> <p>ハ 船用品（燃料に限る。）にあっては、その積込みの都度、「積荷役協定書」、「揚荷役協定書」及び「バンカーデリバリー・ノート」又は積込予定船舶に積み込まれた数量を確認することができるこれらに準ずる書類（いずれの書類についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者の署名があるものに限る。）を作成し、次に掲げる事項を記載した「外貨船用品積込明細総括表」とともに、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出すること。</p> <p>(イ) 積込年月日</p> <p>(ロ) 積込船名</p> <p>(ハ) <u>積込場所</u></p> <p>(ニ) 品名</p> <p>(ホ) 積込実数量（流量計又は液面計で測定した積込数量を併記）</p> <p>(ヘ) 燃料供給船名</p> <p>(ト) 当該積込指定期間中の積込実数量の合計 なお、船用品（燃料に限る。）の積込期間終了後、当該包括承認を受けた者に対して、保税地域からの納品書及びその他積込みに関し参考となる書類の提示を求め、積込実態を確認するものとする。</p>	<p>(ロ) 積込明細書等包括的な積込みを行う上で提出すべき書類に不実の記載があったとき。</p> <p>(ハ) 包括的な積込み手続を行う上で必要とされる手続を怠ったとき。</p> <p>口 機用品にあっては、その積込みの都度、次に掲げる事項を記載した「積込明細書」を作成し、積込み終了後、機長若しくは機長に代わってその職務を行う者又は税関職員による積込み確認の署名を受けた上で、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出するとともに、「積込明細書」の積込実数量の合計が積込包括承認書の数量を下回った場合には、当該明細書の合計数量を併せて報告すること。</p> <p>(イ) 積込年月日</p> <p>(ロ) 航空機の登録記号</p> <p>(ハ) 品名</p> <p>(ニ) 積込実数量</p> <p>ハ 船用品（燃料油に限る。）にあっては、その積込みの都度、「積荷役協定書」及び「揚荷役協定書」又は積込予定船舶に積み込まれた数量を確認することができるこれらに準ずる書類（いずれの書類についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者の署名があるものに限る。）を作成し、次に掲げる事項を記載した「外貨船用品積込明細総括表」とともに、翌月5日までに税関に提出すること。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(ハ) 品名</p> <p>(ニ) 積込実数量</p> <p>(ホ) 石油会社名（立会者名を含む）</p> <p>(ヘ) 積込みのため船用油を輸送する内航船会社名</p> <p>(ト) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>二 船用品（燃料に限る。）を積載している間、燃料供給船の自動船舶識別装置（AIS）を常時作動させておくこと。</p> <p>(4) 積込みの包括承認を行う場合、開港ごと及び複数の開港での積込み又は、税関空港ごとの積込みを認めるものとする。</p> <p>なお、積込みの包括承認を行う場合であつて、当該包括承認に係る船（機）用品が置かれている保税地域（一の保税地域に限る。）と当該船（機）用品を積み込もうとする船舶又は航空機が停泊又は係留する開港又は税関空港（一の税関空港に限る。）との間において継続的に保税運送を行う必要があると認められる場合には、後記63-22（包括保税運送の承認要件）の(2)の規定にかかわらず、包括保税運送を認めて差し支えない。この場合において、積込包括承認申告書に必要事項を記入させた上で、積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行うものとするほか、法第63条第4項の規定に基づき指定する運送の期間は、保税運送される船（機）用品が蔵置されている保税地域から発送された日から積込みに要する相当の期間とするものとする（ただし、当該積込みの包括承認に係る積込指定期間に限る。）。</p> <p>(5) 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行う場合の手続は、後記63-24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に基づき行うこととなるが、同項の(1)の規定中「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）については、「4部」を「2部」と読み替え、1部については当該積込包括承認申告書の写しを添付して発送地の倉主等へ提出し、残りの1部（本船側の受領サインを受けたもの。）については1月分を取りまとめ、前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の③のロに規定する「積込明細書」又は同項のハに規定する「外貨船用品積込明細総括表」とともに積込包括承認税関に提出させるものとする。</p> <p>なお、包括保税運送貨物が船用品（燃料に限る。）である場合、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）の記載項目について、申告税關、発送場所、発送年月日、運送具（燃料供給船名）、積載船名、品名及び数量以外の項目の記載を省略させることとして差し支えない。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 積込みの包括承認は、開港又は税関空港ごとに行うものとする。</p> <p>なお、積込みの包括承認を行う場合であつて、当該包括承認に係る船（機）用品が置かれている保税地域（一の保税地域に限る。）と当該船（機）用品を積み込もうとする船舶又は航空機が停泊又は係留する開港又は税関空港（一の開港又は税関空港に限る。）との間において継続的に保税運送を行う必要があると認められる場合には、後記63-22（包括保税運送の承認用件）の(2)の規定にかかわらず、包括保税運送を認めて差し支えない。この場合において、積込包括承認申告書に必要事項を記入させた上で、積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行うものとするほか、法第63条第4項の規定に基づき指定する運送の期間は、保税運送される船（機）用品が蔵置されている保税地域から発送された日から<u>1週間</u>とするものとする（ただし、当該積込みの包括承認に係る積込指定期間に限る。）。</p> <p>(4) 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行う場合の手続は、後記63-24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に基づき行うこととなるが、同項の(1)の規定中「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）については、「4部」を「2部」と読み替え、1部については当該積込包括承認申告書の写しを添付して発送地の倉主等へ提出し、残りの1部（本船側の受領サインを受けたもの。）については1月分を取りまとめ、前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の②のロに規定する「積込明細書」又は同項のハに規定する「外貨船用品積込明細総括表」とともに積込包括承認税関に提出させるものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(6) 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行った税関は、その旨を積込予定地を管轄する税關に対し連絡するものとする。</p> <p>(7) 船（機）用品の積込みの承認は、原則として、それらの船（機）用品を積み込もうとする船舶等が、港又は空港に停泊又は係留してから行うものとするが、本邦の港に入港する船舶でその運航計画等の關係から入港停泊の予定期間が特に短時間であるため入港前に積込承認手続をしなければ船舶の運航に支障を来すおそれがある場合は、税關において、船用品の種類及び数量の認定が可能であり、かつ、監視取締上支障がないと認められるとき又は包括的な積込みの承認をする場合にあっては、便宜、それらの船舶等の入港予定港を積込場所として、外国貨物である船（機）用品の積込みの承認をして差し支えない。</p>	<p>(5) 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行った税關は、その旨を積込予定地を管轄する税關に対し連絡するものとする。</p> <p>(6) 船（機）用品の積込みの承認は、原則として、それらの船（機）用品を積み込もうとする船舶等が、港又は空港に停泊又は係留してから行うものとするが、本邦の港に入港する船舶でその運航計画等の關係から入港停泊の予定期間が特に短時間であるため入港前に積込承認手続をしなければ船舶の運航に支障を来すおそれがある場合は、税關において、船用品の種類及び数量の認定が可能であり、かつ、監視取締上支障がないと認められるとき又は包括的な積込みの承認をする場合にあっては、便宜、それらの船舶等の入港予定港を積込場所として、外国貨物である船（機）用品の積込みの承認をして差し支えない。</p>
<p>(外国貨物である船（機）用品の積込みの期間)</p> <p>23-5 法第23条第4項の規定に基づく積込期間の指定については、保税運送の場合に準じ、積込みに必要な期間に若干の余裕を見込んで指定を行うものとする。</p> <p>ただし、前記23-1-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間）の規定により積込みの包括承認申告をする場合においては、<u>最長6月</u>を積込期間として指定するものとするが、前記23-4の(3)のイの規定に該当し、包括的な積込みについてその適用を継続することが適当ないと認められる場合においては、税關が指定する期間までとする。</p> <p>なお、災害その他やむを得ない理由により指定された期間内に船（機）用品を積込むことができない場合は、「外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書」（C-2140）2通（積込承認税關と積込期間延長の承認税關とが異なるときは3通）に積込承認書を添付して提出させ、承認したときは、提出された申請書及び積込承認書にその旨及び延長した期間を記載したうえ申請書のうち1通を承認書として積込承認書とともに申請者に交付する。この場合において、積込承認税關と積込期間延長の承認税關とが異なるときは、積込期間延長承認税關は承認書写し1通を積込承認税關に送付する。</p>	<p>(外国貨物である船（機）用品の積込みの期間)</p> <p>23-5 法第23条第4項《<u>外国貨物である船（機）用品の積込期間の指定等</u>》の規定に基づく積込期間の指定については、保税運送の場合に準じ、積込みに必要な期間に若干の余裕を見込んで指定を行うものとする。</p> <p>ただし、前記23-1-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間）の規定により積込みの包括承認申告をする場合においては、<u>船用品については1月、機用品については1月又は6月</u>を積込期間として指定するものとするが、前記23-4の(2)のイの規定に該当し、包括的な積込みについてその適用を継続することが適当ないと認められる場合においては、税關が指定する期間までとする。</p> <p>なお、災害その他やむを得ない理由により指定された期間内に船（機）用品を積込むことができない場合は、「外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書」（C-2140）2通（積込承認税關と積込期間延長の承認税關とが異なるときは3通）に積込承認書を添付して提出させ、承認したときは、提出された申請書及び積込承認書にその旨及び延長した期間を記載したうえ申請書のうち1通を承認書として積込承認書とともに申請者に交付する。この場合において、積込承認税關と積込期間延長の承認税關とが異なるときは、積込期間延長承認税關は承認書写し1通を積込承認税關に送付する。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(外国往来船になる予定の船舶に対する外国貨物である船用品の積込み)</p> <p>23-6 本邦の港に停泊中の沿海通航船又は建造中の船舶で、外国往来船となることが明らかな<u>ものであつて</u>、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情がある場合においては、前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の<u>(7)</u>に準じた取扱いにより、その船舶の資格の変更前に外国貨物である船用品の積込みを承認して差し支えない。ただし、この場合における船用品の積込みは、後記23-12（建造船舶等に対する外国貨物である船用油の事前積込み）の場合及び建造中の船舶に積み込む外国貨物である船用品で、外変前に積込みを必要とする緊急の事情があり、かつ、監視取締上支障がない場合を除き、その船舶の資格を変更した後に行わせるものとする。</p>	<p>(外国往来船になる予定の船舶に対する外国貨物である船用品の積込み)</p> <p>23-6 本邦の港に停泊中の沿海通航船又は建造中の船舶で、外国往来船となることが明らかな<u>ものであつて</u>、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情がある場合においては、前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の<u>(6)</u>に準じた取扱いにより、その船舶の資格の変更前に外国貨物である船用品の積込みを承認して差し支えない。ただし、この場合における船用品の積込みは、後記23-12（建造船舶等に対する外国貨物である船用油の事前積込み）の場合及び建造中の船舶に積み込む外国貨物である船用品で、外変前に積込みを必要とする緊急の事情があり、かつ、監視取締上支障がない場合を除き、その船舶の資格を変更した後に行わせるものとする。</p>
<p>なお、他の税關の管轄区域内の港に停泊中の当該船舶について前記23-4の(1)と同様の事情により船用品の積込みの承認をする場合において、その港を管轄する税關に対してその船舶が外国往来船になる日時等を照会し、これを確認したうえで、積込みの承認を行うものとする。この場合における保税運送の手続については、前記23-4の(1)のお書並びに<u>(4)</u>及び<u>(5)</u>と同様とする。</p>	<p>なお、他の税關の管轄区域内の港に停泊中の当該船舶について前記23-4の(1)と同様の事情により船用品の積込みの承認をする場合において、その港を管轄する税關に対してその船舶が外国往来船になる日時等を照会し、これを確認したうえで、積込みの承認を行うものとする。この場合における保税運送の手続については、前記23-4の(1)のお書並びに<u>(3)</u>及び<u>(4)</u>と同様とする。</p>
<p>(外国貨物である船（機）用品の積込みの確認等)</p> <p>23-7 法第23条第5項の規定により税關に提出させる船（機）用品の積込みの事実を証する書類は、次のいずれかの書類とする。</p> <p>(1) 「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（確認用）の受領欄に船長、機長若しくはこれらの者に<u>代わって</u>その職務を行う者又は税關職員の署名したもの</p> <p>(2) 前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の<u>(3)</u>の<u>ロ</u>の規定により作成する「積込明細書」の受領欄に機長若しくは機長に<u>代わって</u>その職務を行う者又は税關職員の署名したもの</p> <p>(3) 前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の<u>(3)</u>の<u>ハ</u>の規定により提出される「積荷役協定書」、「揚荷役協定書」及び「バンカーデリバリーノート」の写し等</p> <p>なお、積み込まれた船（機）用品の数量と積込承認書の数量との間</p>	<p>(外国貨物である船（機）用品の積込みの確認等)</p> <p>23-7 法第23条第5項《<u>外国貨物である船（機）用品の積込みの事実を証する書類の提出</u>》の規定により税關に提出させる船（機）用品の積込みの事実を証する書類は、次のいずれかの書類とする。</p> <p>(1) 「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（確認用）の受領欄に船長、機長若しくはこれらの者に<u>代わって</u>その職務を行う者又は税關職員の署名したもの</p> <p>(2) 前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の<u>(2)</u>の<u>ロ</u>の規定により作成する「積込明細書」の受領欄に機長若しくは機長に<u>代わって</u>その職務を行う者又は税關職員の署名したもの</p> <p>(3) 前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の<u>(2)</u>の<u>ハ</u>の規定により提出される「積荷役協定書」及び「揚荷役協定書」の写し等</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に相違を生じた場合においても、その生じた差が計量誤差と認められる範囲内であるときは、全量積込みがあったものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(外国貨物である船（機）用品の保税地域への戻入れ)</p> <p>23-8 積込みの承認を受けた船（機）用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記34の2-1（保税地域における事務処理手続）の(1)の口の規定により、積込承認書（積込みの包括承認で、機用品の場合は積込包括承認書及び積込明細書、船用品（燃料に限る。）の場合は積込包括承認書）を倉主等に提示させることとなるので留意する。</p> <p>また、船舶等への積込みの承認を受けた船（機）用品の全部又は一部がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなつたため、これを保税地域に戻入れする場合の手続等については、次により行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 積込みの包括承認を受けた船（機）用品を保税地域へ戻入れする場合の手続については、上記(1)及び(2)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「積込承認書」とあるのは、機用品の<u>場合にあつては</u>「積込包括承認書及び積込明細書」と、船用品（燃料に限る。）の<u>場合にあつては</u>「積込包括承認書」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>なお、積み込まれた船（機）用品の数量と積込承認書の数量との間に相違を生じた場合においても、その生じた差が計量誤差と認められる範囲内であるときは、全量積込みがあつたものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(外国貨物である船（機）用品の保税地域への戻入れ)</p> <p>23-8 積込みの承認を受けた船（機）用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記34の2-1（保税地域における事務処理手続）の(1)の口の規定により、積込承認書（積込みの包括承認で、機用品の場合は積込包括承認書及び積込明細書、船用品（燃料油に限る。）の場合は積込包括承認書）を倉主等に提示させることとなるので留意する。</p> <p>また、船舶等への積込みの承認を受けた船（機）用品の全部又は一部がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなつたため、これを保税地域に戻入れする場合の手続等については、次により行うものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 積込みの包括承認を受けた船（機）用品を保税地域へ戻入れする場合の手続については、上記(1)及び(2)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「積込承認書」とあるのは、機用品の<u>場合にあつては</u>「積込包括承認書及び積込明細書」と、船用品（燃料油に限る。）の<u>場合にあつては</u>「積込包括承認書」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>
23-9～23-12 (省略)	23-9～23-12 (同左)
(内国貨物である船（機）用品の積込みの手続)	(内国貨物である船（機）用品の積込みの手続)
23-13 (1) 法第23条第2項の規定による積込承認の申告は、「内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（C-2160）2通を提出させ、承認したときは、うち1通にその旨を記載して承認書として申告者に交付する。ただし、船用水についても、1月分を取りまとめて供給者から届出	23-13 (1) 法第23条第2項《内国貨物である船（機）用品の積込みの手続》の規定による積込承認の申告は、「内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（C-2160）2通を提出させ、承認したときは、うち1通にその旨を記載して承認書として申告者に交付する。ただし、船用水に

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>させ、事後承認として差し支えない。</p> <p>(2) 航空機に内国貨物である機用品を継続的に積み込む場合において、<u>最長6月</u>の間に予定される積込みの明細が判明しているときは、航空機の所有者又は管理者ごとに、積込みの包括承認申告をさせることとして差し支えない。この場合においては、前記23-4の<u>(3)</u>の口を準用する。</p>	<p>については、1月分を取りまとめて供給者から届出させ、事後承認として差し支えない。</p> <p>(2) 航空機に内国貨物である機用品を継続的に積み込む場合において、<u>1月又は6月</u>の間に予定される積込みの明細が判明しているときは、航空機の所有者又は管理者ごとに、積込みの包括承認申告をさせることとして差し支えない。この場合においては、前記23-4の<u>(2)</u>の口を準用する。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第6章 通関		第6章 通関	
第1節 一般輸出通關		第1節 一般輸出通關	
(他法令による許可、承認等の確認)		(他法令による許可、承認等の確認)	
70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (省略)		70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (同左)	
別表第1			
法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	輸出の規制に関する条項
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)
ロ. 輸出の制限、禁止關係 (イ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸出の制限、禁止關係 (イ) (同左)
(ロ)文化財保護法（昭和25年法律第214号）	第44条《輸出の禁止》 〔重要文化財又は重要美術品〕	第44条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注) 輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品若しくは重要有形民俗文化財に該当するか否かについて疑義を生じたときは、 <u>文化庁文化財第一課長</u> が発行する「古美術品輸出鑑査証明書」の提出を行わせるものとする。 第82条の規定により文化庁	第44条《輸出の禁止》 〔重要文化財又は重要美術品〕
	第82条		第82条

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
[重要有形民俗文化財] 第125条第1項《現状変更等の制限》 〔天然記念物〕  (ハ)～(チ) (省略)  ハ. (省略)	(省略)	長官が発行した輸出許可書  第125条第1項の規定により文化庁長官が発行した現状変更（輸出）許可書  (省略)	[重要有形民俗文化財] 第125条第1項《現状変更等の制限》 〔天然記念物〕  (ハ)～(チ) (同左)  ハ. (同左)	(同左)	長官が発行した輸出許可書  第125条第1項の規定により文化庁長官が発行した現状変更（輸出）許可書  (同左)
		(省略)			(同左)

別表第2 (省略)

## 第3節 一般輸入通関

(他法令による許可、承認等の確認)

70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。

(1)～(4) (省略)

別表第1

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ヨ) (省略)	(省略)	(省略)
(タ) 化学物質の審査及び製造	第3条《製造等の届出》	(1)～(4) (省略) (5) 輸入物品が第2条第6項に

別表第2 (同左)

## 第3節 一般輸入通關

(他法令による許可、承認等の確認)

70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。

(1)～(4) (同左)

別表第1

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ヨ) (同左)	(同左)	(同左)
(タ) 化学物質の審査及び製造	第3条《製造等の届出》	(1)～(4) (同左) (5) 輸入物品が第2条第6項に

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）	第4条《審査》 第5条《製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特例等》 第6条《製造等の制限》 第7条《外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等》 第22条《輸入の許可》	規定する新規化学物質の場合 イ. ~ハ. (省略) ニ. 第3条第1項第5号の確認を受けた新規化学物質（少量新規化学物質）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における <u>受付コードごとの輸入・製造に係る累積数量</u> が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面又はその写し ホ. (省略) ヘ. 第5条第4項の確認を受けた新規化学物質（低生産量新規化学物質）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における <u>受付コードごとの輸入・製造に係る累積数量</u> が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面又はその写し	等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）	第4条《審査》 第5条《製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特例等》 第6条《製造等の制限》 第7条《外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等》 第22条《輸入の許可》	規定する新規化学物質の場合 イ. ~ハ. (同左) ニ. 第3条第1項第5号の確認を受けた新規化学物質（少量新規化学物質）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における輸入・製造に係る累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面又はその写し ホ. (同左) ヘ. 第5条第4項の確認を受けた新規化学物質（低生産量新規化学物質）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における輸入・製造に係る累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面又はその写し

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前			
(レ)・(ツ)（省略）	(省略)	ト.（省略）  (省略)	(レ)・(ツ)（同左）	(同左)	ト.（同左）  (同左)	
(ツ)石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和50年法律第96号)	第16条《登録》	第18条第2項《登録及びその通知》の規定により経済産業大臣が交付する「石油輸入業者登録通知書」の写し	(ツ)石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和50年法律第96号)	第16条《登録》	第15条第2項《登録及びその通知》の規定により経済産業大臣が交付する「石油輸入業者登録通知書」の写し	
(ヌ)～(ム)（省略）	(省略)	(省略)	(ヌ)～(ム)（同左）	(同左)	(同左)	

別表第2 (省略)

別表第2 (同左)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第9章 雜則</p> <p>(災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除の対象となる施設の範囲及び適用期間)</p> <p>102の2—8 法第102条の2第5項《災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除》の規定により災害による施設（法第42条第1項《保税蔵置場の許可》の規定に基づく保税蔵置場、法第56条第1項《保税工場の許可》の規定に基づく保税工場、法第62条の2第1項《保税展示場の許可》の規定に基づく保税展示場及び法第62条の8第1項《総合保税地域の許可》の規定に基づく総合保税地域並びに定率法第13条第1項《製造用原料品の減税又は免除》、同法第19条第1項《輸出貨物の製造用原料品の減税又は免除》及び暫定法第9条の2第1項《<u>経済連携協定</u>に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》の規定に基づく製造工場をいう。以下同じ。）の許可手数料若しくは承認手数料（以下「保税地域の許可手数料等」という。）の還付、軽減又は免除の対象となる施設及び適用期間は、次による。</p> <p>なお、申請の日において、既に修復等を行い業務の遂行に支障がない施設については適用がないので留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>第9章 雜則</p> <p>(災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除の対象となる施設の範囲及び適用期間)</p> <p>102の2—8 法第102条の2第5項《災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除》の規定により災害による施設（法第42条第1項《保税蔵置場の許可》の規定に基づく保税蔵置場、法第56条第1項《保税工場の許可》の規定に基づく保税工場、法第62条の2第1項《保税展示場の許可》の規定に基づく保税展示場及び法第62条の8第1項《総合保税地域の許可》の規定に基づく総合保税地域並びに定率法第13条第1項《製造用原料品の減税又は免除》、同法第19条第1項《輸出貨物の製造用原料品の減税又は免除》及び暫定法第9条の2第1項《<u>オーストラリア協定</u>に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》の規定に基づく製造工場をいう。以下同じ。）の許可手数料若しくは承認手数料（以下「保税地域の許可手数料等」という。）の還付、軽減又は免除の対象となる施設及び適用期間は、次による。</p> <p>なお、申請の日において、既に修復等を行い業務の遂行に支障がない施設については適用がないので留意する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>